教育公報　号　　外
平成21年３月25日発行

# 教　育　公　報

三重県教育委員会

目　　　　次

公　　告　○　公立学校の廃止届の受理 ………………………………………… 学校施設室　1頁
○　公立学校の設置届の受理 ………………………………………… 学校施設室　2頁
お知らせ　○　三重県立高等学校条例の一部を改正する条例 ………………… 教育改革室　2頁
○　三重県手数料条例の一部を改正する条例 ………………………… 人材政策室　3頁
○　公立学校職員定数条例の一部を改正する条例 …………………… 人材政策室　4頁
○　三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例 ……………………………………………………… 人材政策室　4頁
○　公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 …… 人材政策室　4頁
○　職員の勤務時間の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例 ……………… 福利・給与室　5頁
○　知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……… 福利・給与室　5頁
○　職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 …………………… 福利・給与室　5頁
○　公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……………… 福利・給与室　7頁
○　三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例 ………………… 社会教育・文化財保護室　8頁

## 公　　　　告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成21年３月25日

三重県教育委員会

| 名　　称 | 廃止しようとする日 | 廃止の理由 |
|---|---|---|
| 津市立美杉東小学校<br>津市立美杉南小学校 | 平成21年３月31日 | 美杉東小学校、美杉南小学校の２校を統合し、美杉小学校を設置するため |
| 伊賀市立桃青中学校<br>伊賀市立府中中学校 | 平成21年３月31日 | 崇広中学校、桃青中学校、緑ケ丘中学校、府中中学校の４校の校区を崇広中学校、緑ケ丘中学校、城東中学校の３校に再編するため |
| 鳥羽市立小浜小学校 | 平成21年３月31日 | 鳥羽小学校と統合するため |
| 大紀町立柏崎小学校<br>大紀町立大内山小学校 | 平成21年３月31日 | 柏崎小学校、大内山小学校の２校を統合し、大紀小学校を設置するため |
| 大紀町立柏崎中学校<br>大紀町立錦中学校<br>大紀町立大内山中学校 | 平成21年３月31日 | 柏崎中学校、錦中学校、大内山中学校の３校を統合し、大紀中学校を設置するため |

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

平成21年３月25日

三重県教育委員会

| 名　　称 | 位　　置 | 設置しようとする日 | 設置の理由 |
|---|---|---|---|
| 津市立美杉小学校 | 津市美杉町奥津1025番地 | 平成21年４月１日 | 美杉東小学校、美杉南小学校の２校を統合し、美杉小学校を設置するため |
| 伊賀市立城東中学校 | 伊賀市印代450番地 | 平成21年４月１日 | 崇広中学校、桃青中学校、緑ケ丘中学校、府中中学校の４校の校区を崇広中学校、緑ケ丘中学校、城東中学校の３校に再編するため |
| 大紀町立大紀小学校 | 度会郡大紀町大内山875番地 | 平成21年４月１日 | 柏崎小学校、大内山小学校の２校を統合し、大紀小学校を設置するため |
| 大紀町立大紀中学校 | 度会郡大紀町崎291番地３ | 平成21年４月１日 | 柏崎中学校、錦中学校、大内山中学校の３校を統合し、大紀中学校を設置するため |

## お　知　ら　せ

平成21年３月25日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十一年三月二十五日

三重県知事　野　呂　昭　彦

三重県条例第二十四号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「｜三重県立四日市高等学校｜四日市市｜全日制　通信制｜」を

「｜三重県立四日市高等学校｜四日市市｜全日制｜」に、

「｜同　度会分校｜度会郡度会町｜全日制｜
　｜同　南島分校｜度会郡南伊勢町｜全日制｜」を

「｜同　度会分校｜度会郡度会町｜全日制｜」に改める。

附　則

1　この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
2　この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において、三重県立四日市高等学校通信制課程に在学している者は施行日に三重県立北星高等学校通信制課程に、三重県立南伊勢高等学校南島分校に在学している者は施行日に三重県立南伊勢高等学校に在学しているものとする。

---

（教育委員会関係分抜粋）
三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。
平成二十一年三月二十五日
三重県知事　野　呂　昭　彦

三重県条例第十四号
三重県手数料条例の一部を改正する条例
三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。
（略）
別表第一（略）、同表第三百五十六号の項中「第十六条の二第一項」を「第二項並びに第十六条の二第一項及び第二項」に、「第五条の二第三項」を「同法第五条の二第三項」に改め、同表第三百五十七号の項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同表第三百五十八号の項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「第五条の二第三項」を「同法第五条の二第三項」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三百五十八の二 | 教育職員免許法第六条第一項の規定に基づく教育職員検定 | 教育職員検定手数料 | 千七百円 |
| 三百五十八の三 | 教育職員免許法第九条の二第一項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新 | 教育職員の普通免許状等の有効期間更新手数料 | 三千円 |
| 三百五十八の四 | 教育職員免許法第九条の二第五項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長 | 教育職員の普通免許状等の有効期間延長手数料 | 三千円 |

別表第一第三百六十号の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三百六十の二 | 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第二項及び第三項第三号の規定に基づく免許状更新講習の修了の確認 | 免許状更新講習修了確認手数料 | 三千円 |
| 三百六十の三 | 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第四項の規定に基づく修了確認期限の延期 | 修了確認期限の延期手数料 | 三千円 |
| 三百六十の四 | 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第五項の規定に基づく免許状更新講習の受講の免除 | 免許状更新講習の受講免除手数料 | 三千円 |
| 三百六十の五 | 三百五十六の項から三百五十八の項までに掲げる教育職員の免許状の授与等に係る証明書の交付 | 教育職員免許状授与証明書交付手数料 | 四百円 |
| 三百六十の六 | 三百五十八の三の項及び三百五十八の四の項並びに三百六十の二の項から三百六十の四の項までに掲げる事務に係る証明書の再交付 | 有効期間更新証明書等再交付手数料 | 四百円 |

別表第１第三百六十１号の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三百六十１ | 削除 | | |

（略）

附　則

この条例は、平成二十１年四月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　（略）

二　（略）

三　（略）

---

公立学校職員定数条例の１部を改正する条例をここに公布します。

平成二十１年三月二十五日

三重県知事　野　呂　昭　彦

三重県条例第二十１号

公立学校職員定数条例の１部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の１部を次のように改正する。

第１条中「（公立の大学を除く。）」を削る。

第三条第１号中「三、三七八人」を「三、三五１人」に、「二六四人」を「二六二人」に、「１三九人」を「１三八人」に、「三、七八１人」を「三、七五１人」に改め、同条第二号中「九八〇人」を「九七四人」に、「四六人」を「四七人」に、「五二人」を「五三人」に、「１、〇八七人」を「１、〇八三人」に改める。

第四条第１号中「六、三二１人」を「六、三二三人」に、「四１１人」を「四〇七人」に、「１三八人」を「１三三人」に、「四〇九人」を「四〇八人」に、「七、二六九人」を「七、二六１人」に改め、同条第二号中「三、五六二人」を「三、五三三人」に、「１六七人」を「１六四人」に、「二二１人」を「二三三人」に、「１七五人」を「１七三人」に、「三、九二五人」を「三、八九二人」に改める。

附　則

この条例は、平成二十１年四月１日から施行する。

---

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の１部を改正する条例をここに公布します。

平成二十１年三月二十五日

三重県知事　野　呂　昭　彦

三重県条例第二十二号

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の１部を改正する条例

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例（平成十１年三重県条例第五十号）の１部を次のように改正する。

第１条中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

第五条第１項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

附　則

この条例は、平成二十１年四月１日から施行する。

---

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の１部を改正する条例をここに公布します。

平成二十１年三月二十五日

三重県知事　野　呂　昭　彦

三重県条例第二十三号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の１部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時間から三十二時間まで」を「十五時間三十分から三十一時間まで」に改め、同条第四項中「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

第四条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第七条の二第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第十三条第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附　則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

---

（教育委員会関係抜粋）

職員の勤務時間の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

平成二十一年三月二十五日

三重県知事　　野　　呂　　昭　　彦

三重県条例第九号

職員の勤務時間の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条　職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十八条の表第十四条第一項の項、第十九条の表第十八条第一項の項、第二十四条の表第十四条第一項の項及び第二十五条の表第十八条第一項の項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

（略）

附　則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

---

（教育委員会関係抜粋）

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十一年三月二十五日

三重県知事　　野　　呂　　昭　　彦

三重県条例第十二号

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例（平成十七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、「、大学の学長」を削る。

（略）

附　則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

---

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十一年三月二十五日

三重県知事　　野　　呂　　昭　　彦

三重県条例第十三号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第一条　職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第六条第一項中「日当」を「旅行雑費」に改め、同条第四項中「旅客運賃」を「旅客運賃等」に改め、同条

第六項中「日当」を「旅行雑費」に、「旅行の性質上要する額」を「実費額」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十七条中「旅客運賃」の下に「及び特別座席料金」を加える。

第十九条を次のように改める。

（旅行雑費）

第十九条　旅行雑費の定額は、次項に規定する旅行雑費の定額の基本額による。

2　旅行雑費の定額の基本額は、一日につき千三百円とする。

3　旅行雑費の定額の基本額は、在勤公署（職員以外の者にあつては住所又は居所）の存する都道府県以外への交通機関による旅行（県の所有する自動車による旅行又は自家用車旅行を除く。）をした場合に限り支給する。

4　前項に規定する旅行の場合で、次の各号のいずれかに該当する旅行にあつては、第一項の規定にかかわらず旅行雑費の定額の基本額に当該各号に規定する額を加算した額を旅行雑費の定額とする。

一　公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、規則で定める早朝の出発となる旅行（第三号に掲げる旅行を除く。）　千円

二　公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、規則で定める夜間の帰着となる旅行（次号に掲げる旅行を除く。）　千円

三　公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、規則で定める早朝の出発かつ夜間の帰着となる旅行　二千円

5　一日に二以上の第三項に規定する旅行をする場合で、これらの旅行のうち一以上の前項各号のいずれかに該当する旅行をするときは、第一項の規定にかかわらず旅行雑費の定額の基本額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を加算した額を旅行雑費の定額とする。

一　一以上の前項第一号に該当する旅行及び一以上の同項第二号に該当する旅行をする場合（次号に掲げる場合を除く。）　二千円

二　前項第三号に該当する旅行をする場合　二千円

三　前二号に掲げる場合以外の場合　千円

6　旅行雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路又は駐車場の利用料金の額とする。

第二十三条中「別表第一の日当定額」を「旅行雑費の定額の基本額」に改め、「及び」の下に「別表第一の」を加える。

第二十四条第一項中「日当」を「旅行雑費の定額の基本額」に改める。

第二十七条中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「公務上」を「第十九条第三項に規定する旅行のうち公務上」に、「当該旅行について」を「当該旅行をする日において」に、「第十九条第一項の日当の額」を「旅行雑費の定額」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第十九条第三項に規定する旅行以外の旅行のうち鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合は、その鉄道賃、船賃又は車賃

附則第九項中「及び第十六条第一項第五号」を「、第十六条第一項第五号」に改め、「特別船室料金」の下に「及び第十七条に規定する特別座席料金」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二十条、第二十一条関係）宿泊料及び食卓料

| 宿泊料　（一夜につき） | 食卓料　（一夜につき） |
| --- | --- |
| 一三、一〇〇円 | 二、六〇〇円 |

（知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第二条　知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和三十五年三重県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

| 宿泊料（一夜につき） | 食卓料（一夜につき） |
|---|---|
| 一六、五〇〇円 | 三、三〇〇円 |

（建設業法第三十二条に基づく参考人に対する費用弁償支給条例の一部改正）

第三条　建設業法第三十二条に基づく参考人に対する費用弁償支給条例（昭和三十一年三重県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「日当」を「旅行雑費」に改める。

附　則

１　この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

２　この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例及び建設業法第三十二条に基づく参考人に対する費用弁償支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

---

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十一年三月二十五日

三重県知事　野　呂　昭　彦

三重県条例第三十五号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号イからハまでを次のように改める。

イ　自転車を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。）　三千円

ロ　自転車以外の自動車等を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。）

(1)　自転車以外の自動車等の使用距離（ロにおいて「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満である職員　三千円

(2) (2)　使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員　五千二百円

(3) (3)　使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員　八千百円

(4) (4)　使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員　一万九百円

(5) (5)　使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員　一万三千七百円

(6) (6)　使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員　一万六千五百円

(7) (7)　使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員　一万九千二百円

(8) (8)　使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員　二万千九百円

(9) (9)　使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員　二万四千六百円

(10) (10)　使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員　二万七千二百円

(11) (11)　使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員　二万九千八百円

(12) (12)　使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員　三万二千四百円

(13) (13)　使用距離が片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満である職員　三万四千七百円

(14) (14)　使用距離が片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満である職員　三万六千七百円

(15) (15)　使用距離が片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満である職員　三万八千四百円

(16) (16)　使用距離が片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満である職員　三万九千八百円

(17)　使用距離が片道八十キロメートル以上である職員　四万七百円

ハ　自転車及び自転車以外の自動車等を併せて使用する職員　イ及び自転車以外の自動車等の片道の使用距離に応じてロに定める額を合計した額（その合計した額が自転車及び自転車以外の自動車等の片道の使用距離を自転車以外の自動車等のみを使用して通勤した場合に支給されることとなる額を超える場合にあっては、その額）

第十六条第二項第二号ニからリまでを削り、同項第三号中「三千円」を「三千五百円」に改める。

第十八条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第三項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第二十五条の三第二項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。
別表第五中「｜一日につき　六千四百円｜」を「｜一日につき　一万二千八百円｜」に改める。

附　則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

---

三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十一年三月二十五日

三重県知事　野　呂　昭　彦

三重県条例第二十五号

三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例

三重県立熊野少年自然の家条例（昭和五十一年三重県条例第六十号）の一部を次のとおり改正する。
第二条及び第三条を次のように改める。

（事業）
第二条　少年自然の家においては、次の事業を行う。
一　少年の野外活動及び宿泊研修に関すること。
二　社会教育関係団体の指導者の研修等に関すること。
三　少年自然の家の施設及び設備等（以下「施設等」という。）を利用に供すること。
四　前三号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

（指定管理者による管理）
第三条　少年自然の家の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。
2　議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主として少年自然の家の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

第四条中「少年自然の家の管理」を「この条例の施行」に、「三重県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第二十五条とし、第三条の次に次の二十一条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）
第四条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
一　第二条に規定する事業の実施に関する業務
二　少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務
三　第十八条第一項に規定する利用料金の収受等に関する業務
四　少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
五　前各号に掲げる業務のほか、教育委員会が少年自然の家の管理上必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）
第五条　指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。
一　少年自然の家の事業計画書
二　前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

（指定管理者の指定）
第六条　教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。
一　事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
二　事業計画の内容が、少年自然の家の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
三　事業計画の内容が、少年自然の家の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
四　事業計画の内容が、少年自然の家の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
五　指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を

有していること。
2　教育委員会は、前項の規定により審査した結果、少年自然の家を最も効果的に管理することができると認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。
（選定委員会）
第七条　教育委員会は、前条第１項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。
2　選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
一　審査基準及び配点表の作成に関する事項
二　指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
三　前二号に掲げるもののほか、指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
3　選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
4　委員は、少年自然の家の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
5　委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
6　前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
（指定等の告示）
第八条　教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。
一　第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
二　法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
2　知事は、第十八条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。
（協定の締結）
第九条　教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。
一　少年自然の家の管理に関する事項
二　次条に規定する事業報告書に関する事項
三　法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
四　管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
五　県が支払うべき管理費用に関する事項
六　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
（事業報告書の作成及び提出）
第十条　指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。
一　少年自然の家の管理の業務の実施状況及び利用状況
二　第十八条第１項に規定する利用料金の収入の実績
三　少年自然の家の管理の業務に係る経費の収支状況
四　前三号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理の業務の実態を把握するために必要な事項
（業務状況の聴取等）
第十一条　教育委員会は、少年自然の家の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度１回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
（教育委員会による管理）
第十二条　教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。
2　前項の規定により教育委員会が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。
3　第十九条から第二十一条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十九条から第二十一条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

（休業日）
第十三条　少年自然の家の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休業日を定めることができる。
　一　毎月の第一月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
　二　十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
（利用の許可）
第十四条　少年自然の家の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
２　指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
　一　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
　二　少年自然の家の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
　三　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十七条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。
　四　前三号に掲げる場合のほか、少年自然の家の管理上支障があると認められるとき。
３　指定管理者は、少年自然の家の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。
（利用権の譲渡及び転貸の禁止）
第十五条　前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、少年自然の家の施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
（利用者等に対する指示）
第十六条　指定管理者は、少年自然の家の管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十三条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。
（利用の制限等）
第十七条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。
　一　利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
　二　利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
　三　利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
　四　暴力団の利益になると認められるとき。
　五　天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
　六　公益上必要があると認められるとき。
　七　前各号に掲げる場合のほか、少年自然の家の管理上特に必要があると認められるとき。
２　利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用した少年自然の家の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。
（利用料金の収入）
第十八条　指定管理者は、少年自然の家の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。
２　利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。
（利用料金の納入）
第十九条　利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。
（利用料金の減免）
第二十条　指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
（利用料金の返還）
第二十一条　既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により少年自然の家の施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。
（原状回復義務）

第二十二条　指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった少年自然の家の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第二十三条　指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により少年自然の家の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条　指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、少年自然の家の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

別表を次のように改める。

別表（第十二条、第十八条関係）

一　少年自然の家の宿泊室を利用する場合

| 区　　分 | 単　　位 | 金　　額（円） |
|---|---|---|
| 一　児童生徒等 | 一人一日につき | 二六〇円 |
| 二　その他の者 | 一人一日につき | 七三〇円 |

備考

一　一日とは、午後一時から翌日の午後一時までの間とする。

二　児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(一)　小学校就学前の者

(二)　小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

二　少年自然の家の施設又は設備を利用する場合

(一)　施設

| 区　　分 | 一時間当たりの金額（円） |
|---|---|
| 体育館 | 三二〇円 |
| 研修室 | 一六〇円 |

備考

一　施設の利用時間は、午前九時から午後十時までとする。

二　一時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり、一時間当たりの金額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。前号に定める利用時間を超えて、午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合も同様とする。

三　宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後一時から宿泊室の利用を終了する日の午後一時までの間をいう。）の施設の利用料金は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

(二)　設備等

| 区　　分 | 金　　額（円） |
|---|---|
| 設備及び器具一点又は一式につき | 一、〇五〇円 |

備考　宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後一時から宿泊室の利用を終了する日の午後一時までの間をいう。）の設備等の利用料金は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現に三重県立熊野少年自然の家の使用の許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

3　この条例の施行前に改正前の三重県立熊野少年自然の家条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県立熊野少年自然の家条例（次項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

4　新条例第三条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

| 発　行 | 印　刷 |
| --- | --- |
| 津市広明町13番地<br>三重県教育委員会 | 有限会社第一プリント社 |

再生紙を使用しています